

印西市告示第38号

本市の区域内の字の区域及び名称を次のとおり変更する旨、地方自治法第260条第2項の規定により告示する。

平成16年3月29日

印西市長 海老原 栄

新 大字	旧		地 番
	大字	字	
中央北三丁目	十余一	一本桜	52の111の内
	浦幡新田	小倉前乙	374の1の内
		榎 峠	387の内 388の1の内 389の1 389の2 の内 389の5 390~396 397の1 398の1の内 399の1の内 402の1 404~411 412の1 413の1 414の1 436の1の内
	小 倉	大塚前	479の3の内 480の4の内 480の6の内 484の1 485の1 486の1 487の2~4 87の7 487の9 488の5 488の8 48 8の9 488の12 488の14
	武 西	馬橋台	1346の2の内 1346の7の内~1346の9の 内 1347の2の内
		下高根	1427の12の内 1427の13の内 1427の 14 1427の15 1427の25 1427の2 6 1428の1の内 1429の内 1431の1の 内 1432の1 1433 1434の1 1434 の2 1435の2の内 1435の3 1436の内 1437 1438の内~1440の内 1441~1 443 1444の1 1445 1446
		馬 橋	1447の1 1447の6の内 1448の1 14 49の4 1451の12 1458の3の内 145 8の8の内 1458の9の内 1458の10 14 77の7

小倉台一丁目	浦幡新田	榎 峠	388の1の内
	武 西	下高根	1435の2の内
小倉台二丁目	十余一	一本桜	52の109の内 52の110 52の111の内
	浦幡新田	榎 峠	436の1の内 436の5
	武 西	馬 橋	1447の6の内 1458の3の内 1458の8の内 1458の9の内
小倉台三丁目	十余一	一本桜	52の109の内
	浦幡新田	小倉前甲	327の5
中央南一丁目	戸 神	入和田	436の内
		中 峠	485の1の内 486の内 491の内 494の内 495の内 497の内 498の1の内 499の内 500の内 507の1の内 507の2の内 508 の内 509の内 510の1の内 511の1の内 512の1の内 513の1 514の1 515の1 516の1 517の1 518の内
		猿 塚	519の2の内 520の1の内 520の2の内 521 522の1 523の内 524の内 525 526の1 526の2の内 526の5 526の7 527の6の内 528の1の内 529の1 529 の2の内 530 531の内 532の1 533の 1の内 534の1の内 534の2の内 534の3 の内 535の1の内 538の1の内 538の2の 内 570の3の内 571の3の内 571の4の内
	武 西	馬橋台	1391の3の内 1394の1の内 1395の1の 内 1395の3の内
中央南二丁目	武 西	馬橋台	1360の1の内 1363の3 1363の4の内 1371の内 1372の1の内 1372の3の内 1372の4の内 1373の1 1373の3の内 1374の1の内 1375の1 1375の4 1375の5の内 1375の6~1375の12 1378の1の内 1379の1の内 1380の1の 内 1382の1の内 1384の1の内

及びこれらの区域に隣接する道路、水路である国有地の一部

備考 上記の土地の表示は、平成16年2月10日現在の土地登記簿謄本によるものである。